

業務委託における熱中症対策に関する試行要領

制 定 令和6年6月13日6企技第337号

1 趣旨

本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、屋外作業における安全対策を進めるため、熱中症対策として作業休止した場合の取り扱いについて、必要な事項を定めたものである。

2 対象業務等

- (1) 福島県土木部が発注する業務委託のうち、屋外作業を含む業務委託を対象とする。
- (2) 対象地域
全ての地域を対象とする。

3 用語の定義

- (1) WBGT値
気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数

4 気温の計測方法等

- (1) 計測方法
受注者は、履行期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、業務計画書に記載し提出しなければならない。
 - 1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当し、かつ、猛暑により現場作業を中止した時間を算定し、日数に換算するものとする。(小数点以下切り上げ)
 - ①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合。
現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
 - ②気象庁が公表している地上気象観測所の気温が30度(°C)以上の場合。
現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(°C)以上の日とする。
 - ③夜間については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合。
 - 2) 上記①～③によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 計測結果の報告
受注者は業務計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

＜参考＞●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

5 履行期間の変更

受注者は、履行期間内において猛暑により現場作業を休止した場合、上記4(1)において算出した日数分の履行期間の追加について、発注者と協議することができることとし、根拠資料として、業務日報と気温等の観測データを添付する。

6 対象業務である旨の明示

「特記仕様書」に下記事項を追加する。

<p>(記載例)</p> <p>第〇章 熱中症対策に関する履行期間の変更 (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと) 本工事は、「業務委託における熱中症対策に関する試行要領」の対象業務である。</p>

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

8 附則

この要領は、令和6年6月13日から起工する業務委託に適用する。

また、令和6年6月13日より前に起工したものについては、「5 履行期間の変更」を準用し、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、履行期間を変更する。